

## 令和5年度（第52回）花と緑の市民フェア 出店者要領

### 1 展示・販売の日時

- (1) 令和5年5月20日(土)及び21日(日)の2日間  
※雨天決行・荒天中止  
※まん延防止等重点措置の適用等によるイベント制限がある場合は、開催しない。
- (2) 土曜 10:00から16:00まで  
日曜 9:00から15:00まで  
※土曜は、花の品評会の審査（主催：JAセレサ川崎花卉部）  
※日曜は、花の品評会の出品物の即売（主催：JAセレサ川崎花卉部）及び川崎市畜産まつり（主催：川崎市畜産まつり運営協議会）を同時開催

### 2 展示・販売品の搬出入

- (1) 土曜 8:00から9:50まで、16:00から17:00まで
- (2) 日曜 8:00から8:50まで、15:00から18:00まで
- (3) 金曜及び月曜の搬出入は原則不可（特段の事情がある場合は事前に相談すること）
- (4) やむを得ず土日の開催時間内に搬出入を行う場合は、事務局の許可を得た上で、警備員等の指示に従うこと
- (5) 雨天時や混雑時は、会場内への車両の進入を禁止する場合がありますので、警備員等の指示に従うこと

### 3 区画及び出店料

名称	定額A区画	売上歩合区画	定額B区画
寸法 <sup>注1</sup>	間口6m×奥行4.8m=28.8㎡		間口2m×奥行2m=4㎡
出店料 <sup>注2</sup>	12,000円/区画(2日間)	売上 <sup>注3</sup> の5%（下3桁切捨） 但し、5%が3,000円に満たない場合は3,000円	10,000円/区画(2日間)

注1 寸法は、実行委員会に別途承認を受けた場合はこの限りではない。

注2 出店料に、テント代は含まない。テント等は出店者側で用意

注3 売上傳票等の売上を証する資料を提出すること 提出期限5月24日

### 4 販売物等の要件

次のいずれかに該当するもの

- (1) 市内産農産物・加工品
- (2) 種苗等（種苗、鉢物、切花等の植物体）
- (3) 園芸用品
- (4) 原材料の一部に市内産農産物を含む飲食物

※市内産農産物を含まない飲食物の販売は、市内産農産物を含む飲食物の販売者のみ可

※アルコール類の販売は原則不可（実行委員会が開催趣旨に合うものと判断した場合のみ可）

※飲食物の販売は令和4年6月1日施行の県条例により出店者ごとに営業許可又は営業届出が必要となる場合有（許可等費用は出店者負担 例：許可申請手数料4,000円）

【市HP:行事における食品提供の手引き】

[https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000140/140232/tebiki\(0912\).pdf](https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000140/140232/tebiki(0912).pdf)

- (5) その他、実行委員会が認めたワークショップ等特殊品目（開催趣旨に合うもの）

## 5-1 展示・販売の参加者(以下「出店者等」という。)の要件

次のいずれかに該当する者

- (1) 市内の生産者
- (2) 市内産種苗等を毎年1回以上仕入れ販売している者で且つ開催期間中に市内産種苗等を一部販売する者
- (3) 園芸用品の販売は、市内に店舗や居住地がある者
- (4) 市内産農産物を取扱う飲食・小売店等(過去2年間に市内産農産物を利用した飲食物・小物等を2品目以上取扱い今後も取扱う者(店先等で市内産農産物を販売している者も含む))
- (5) その他、実行委員会が認めた者(開催趣旨に合う者)

※申込みが多数の場合、市内中小事業者を優先とする。

## 5-2 次に該当する者は参加を認めないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団に関係ある者
- (2) その他実行委員会が適当でないと認めた者

## 6 申込み及び納入・返金

- (1) 出店者等は、実行委員会へ別紙「展示・販売参加申込書」をメール・FAX等で提出し、承認を受けること(承認有無は、4月上旬頃に回答)。

【申込期限：令和5年3月3日(金)】

- (2) 展示品は、別紙「展示出品物一覧表」により事務局へ届け出ること。
- (3) 出店者等は、展示・販売への出店料を、5月8日(月)までに実行委員会口座に振込むこと。A-売上割合区画については、売上資料を5月24日(水)までに実行委員会に提出し、確認を受けた後6月9日(金)までに振込むこと。

なお、荒天等により花と緑の市民フェアの開催が一部中止・変更となった場合、原則として出店料は返金しないものとする。但し、災害等により全期間が中止となった場合、予算の範囲内で出店料を返金するものとする。

中止になった場合の損害補償もないものとする(実行委員会は興行中止保険に未加入)。

事例：平成23年に雷で半日程中止した際、出店料返却なし。

## 7 区画の又貸し及びシェア

展示・販売申込者以外の者への区画使用の又貸しを禁止する。

また、展示・販売を団体で申込み、区画をシェアすることも禁止とする。

## 8 事故等

- (1) 展示・販売品の管理は、出店者等が自己の責任において行い、主催者は一切その責にはあたらないものとする。
- (2) 会場内における火気の使用は、原則として禁止する。やむを得ず調理等で火気を使用する場合は、事務局及び消防等の指示に従うとともに、出店者が自己の責任において消火器を用意する等、危険防止に十分注意すること。

## 9 衛生管理

- (1) 出店に際しては、新型コロナウイルス対策を徹底して実施すること。
- (2) 飲食物の販売にあたっては、事務局及び保健所等の指示に従うとともに、食中毒等に十分注意すること。
- (3) 展示・販売で発生したゴミは、出店者が持ち帰ること。

## 10 出店位置は、出店数や出店内容に応じてエリア分けすると共に、参加者の安全確保やフェアの

円滑な運営のため事務局で抽選等を行い決めるものとする。

- 11 この参加条件にない事項で必要が生じたときは、実行委員会委員長又は実行委員会事務局長が適宜定める。

～花と緑の市民フェアの目的など～

引用：花と緑の市民フェア開催要綱

目的：私たちのふるさと川崎を「花と緑であふれる住みよい街」として発展させるため、『花と緑をくらしのなかに』を合言葉に、市民の手による花と緑の市民フェアを開催します。

事業：市民フェアは、目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 都市緑化の推進に関すること
- (2) 都市農業の振興に関すること
- (3) 地産地消の推進に関すること
- (4) その他